

地域医療勤務環境改善体制整備事業実施要綱

1 事業目的

2024年4月からの医師に対する時間外・休日の上限規制の適用開始後も地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組として、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

2 対象医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める医療機関。

ただし、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している医療機関は対象外。

※次の①～④のいずれかを満たす医療機関であること。

- ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※ ①及び②の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により報告している4月から3月までの1年間における実績とする。

3 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業

4 対象経費

上記3に定めた総合的な取組に要する経費

※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護師補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲は本事業の補助対象外

【対象経費の例】

区 分		内 容
資産形成経費	ICT等費用 (※保守費用は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ・勤怠管理システム、電子カルテの整備費用 (上記システムと連携したスマートフォンの導入も含む) ・AI問診、画像診断システムの導入 ・その他、労働時間短縮にかかるICT導入費用
	休憩環境整備費用	当直室等の休憩環境の整備に要する費用
その他経費	タスクシフト・シェアにかかる費用	医師・コメディカル等の新規採用にかかる費用 (人件費、人材派遣会社の手数料等) 各職能団体実施の研修受講料 (看護師の特定行為研修は本事業の対象外)
	改善支援アドバイス費用	勤務環境改善のための勤務環境改善アドバイス(社労士、コンサルタント等)経費

5 交付要件

次の(1)～(4)のいずれも満たすこと

- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超える恐れがある(※)医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の時間外・休日労働の上限が720時間を超えていること。
(※) 年の時間外・休日労働が720時間を超えていること
- (3) 医療機関内に他職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- (4) 医師労働時間短縮計画に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

6 補助基準額等

補助上限額	@133千円×最大使用病床数 ※ ただし、以下に該当する場合は@266千円とする。 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供機関又は連携型特定地域医療提供機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働機関を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師または連携型特定地域医療提供医師がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師(※)10人あたり1人以上いること (※)特例水準の対象医師 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>令和6年度の時間外・休日労働時間</td> <td>1,860時間</td> </tr> <tr> <td>令和7年度の時間外・休日労働時間</td> <td>1,785時間</td> </tr> <tr> <td>令和8年度の時間外・休日労働時間</td> <td>1,710時間</td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間	令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間	令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間
令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間						
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間						
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間						
補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・資産形成経費：1/2 ・その他経費：10/10 						

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。